

一般社団法人群馬県医薬品配置協会 定款

平成 25 年 1 月 4 日 制定

一般社団法人群馬県医薬品配置協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県医薬品配置協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県佐波郡玉村町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自己治療に果たす配置医薬品の重要な役割に鑑み、消費者に対するセルフメディケーションの推進、薬事知識の普及啓蒙を図るとともに、医薬品配置販売業に従事する者の倫理及び資質の向上を図るため、医薬品配置販売に関する事業を行い、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 配置医薬品に関する相談、苦情の処理に関する事業
- (2) 医薬品配置販売業者及びその業務に従事する配置員の倫理及び資質の向上を図るための指導教育に関する事業
- (3) 薬物乱用防止に関する事業
- (4) 献血に対する正しい知識の普及、啓発に関する事業
- (5) 群馬県が行う薬事衛生事業への協力事業、薬業他団体との連携に関する事業
- (6) 社会福祉への協力に関する事業
- (7) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 配置販売業者会員 薬事法の規定に基づき、群馬県知事より、医薬品配置販売業の許

可を受けた者であって、本会の事業に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 配置員会員 前号の医薬品配置販売業者に所属し、医薬品配置販売の業務に従事する配置員
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者、又は学識経験者であって理事会で推薦し、総会で承認された者

2 前項の会員のうち配置販売業者会員（以下、「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を負担しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

（退会）

第 8 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員資格の喪失）

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく第 7 条の納入義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 医薬品配置販売業の許可の効力を失ったとき。
- (6) 医薬品配置販売業に従事しなくなったとき。
- (7) 除名されたとき。

（除名）

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金の不返還)

第11条 退会、除名、又は会員資格を喪失した会員が、既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 本会の運営に関する重要な事項
- (11) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は毎年2月に1回開催する。

2 臨時総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の

目的である事項及び招集理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

- 第16条 総会はこの定款に別に規定するもののほか、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会員に対して、総会の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

- 第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第20条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、その出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会員の除名
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 長期借入金に関する事項
 - (6) 新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (7) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議)

第21条 総会の招集にあたって、出席できない正会員は、第16条第3項の規定により、通知のあった事項について、書面による議決権の行使又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条及び第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選出された2名の議事録署名人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員配置)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうちから会長1名を置く。

3 理事のうちから副会長4名以内を置くことができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を遂行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従い、その業務執行に係わる職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 財産及び会計を監査すること。
 - (3) 理事の業務遂行状況を監査すること。
 - (4) 財産、会計及び業務の遂行について、不正の事実を発見したときは、理事会及び総会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会の招集を請求し、招集すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監事に定める事項は法令に定めるところによるものとする。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された者の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 3 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問、相談役及び名誉会長)

第29条 本会に顧問、相談役及び名誉会長を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び名誉会長は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び名誉会長の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。
- 4 顧問、相談役及び名誉会長は、会長の諮問に応じ、又は本会の会議に出席し意見を述べることができる。
- 5 顧問、相談役及び名誉会長の報酬は無報酬とする。

(報酬等)

第30条 役員に対しては、総会において定める額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の業務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 法令の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件

を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業年内における次に掲げる収入
 - ア 入会金及び会費
 - イ 寄附金品
 - ウ 財産から生じる収入
 - エ 事業に伴う収入
 - オ その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、総会の決議により定める。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事会の決議に基づき予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成

し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第43条 本会が、借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本会が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与をするものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(清算人)

第48条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 本会は、事業の推進をするために委員会を置く。

- 2 前項の委員会委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 第1項の委員会の議事の運営の明細は、理事会において定める。

第10章 支部

(支部)

第50条 本会は、支部を置くことができる。

第11章 事務局

(事務局)

第51条 本会には事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

(帳簿及び書類の備え付け)

第52条 本会には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿並びに会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 その他

(委任)

第 5 4 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 第 24 条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事は、会長 油谷恒匡とする。また、この法人の最初の業務執行理事は、副会長 井波銀三及び荒木揚壺とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。